

# 役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆずの木の役員・評議員等の報酬について定める。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは、専ら法人本部及び各施設で法人業務を行うために週3日以上職務に従事する者をいう。
- 3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 4 評議員等とは、評議員、評議員選任・解任委員をいう。
- 5 報酬とは、業務執行の対価として支払われる金銭をいう。

(役員報酬額)

第3条 役員報酬は、すべての役員の報酬の合計額が、3000万円を上限とする。

- 2 理事の報酬の合計額は、2960万円とする。
- 3 監事の報酬の合計額は、40万円とする。

(報酬の取扱基準)

第4条 役員・評議員等の報酬の取扱は、次の基準を設ける。

1 常勤理事

事業運営功績、役員採用の経緯、法人の経理状況等を勘案の上、評議員会での決定に基づき、別表、常勤理事報酬表による報酬を支払う。

2 非常勤理事

理事会・評議員会の会議に出席したとき、その他法人業務に携わったとき、次の額を支払う。

1回 4時間以内 10,000円、4時間以上 20,000円

法人の会計等の重要な業務に関する事務を直接行ったとき、次の日当を支給する。

1日 4時間以上 40,000円、8時間以上 100,000円

3 監事

理事会・評議員会の会議に出席したとき、監事監査、その他法人業務に携わったとき、次の額を支払う。

1回 4時間以内 10,000円、4時間以上 20,000円

4 評議員等

評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったとき、次の額を支払う。

1回 4時間以内 10,000円、4時間以上 20,000円

(支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- 2 常勤理事は、毎月1日に起算し、当月末日に締切、翌月末日までに支払う。
- 3 非常勤理事・監事・評議員等については、都度支払う。

(費用)

第6条 費用とは、業務執行に要した交通費、宿泊費、出張中において支出した用務費等をいう。

2 常勤理事には、理事会、監事監査、評議員会への出席に係る交通費、宿泊費は支払わない。

(その他)

第7条 この規程の実施運用の細部についての必要な事項は、理事長が定める。

(改正)

第8条 この規程を改正する際は、評議員会の議決により行う。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表

常勤理事報酬表

号	支給基準額 (月額)
1	400, 000 円
2	450, 000 円
3	500, 000 円
4	550, 000 円
5	600, 000 円
6	650, 000 円
7	700, 000 円
8	750, 000 円
9	800, 000 円
10	850, 000 円
11	950, 000 円
12	1, 050, 000 円
13	1, 150, 000 円
14	1, 250, 000 円
15	1, 350, 000 円
16	1, 450, 000 円
17	1, 550, 000 円
18	1, 650, 000 円
19	1, 750, 000 円
20	1, 850, 000 円